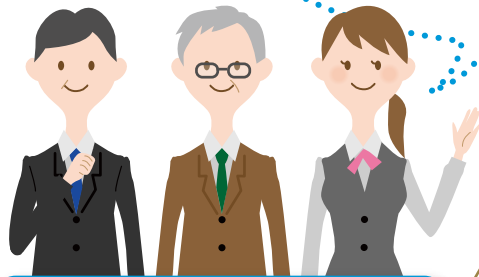


# 退職後の健康保険の手続きはどうしたらよいのでしょうか？

退職した場合は自動的に被保険者の資格を失いますので、その後は何らかの健康保険に加入することが必要になります。



## 退職後の健康保険の選択

### すぐに再就職する場合

再就職先の健康保険に加入する

### 再就職しない場合

京成健保の任意継続被保険者になる

国民健康保険に加入する

配偶者や子どもの被扶養者になる  
(一定の条件を満たす必要があります)



## 京成健保の任意継続被保険者になる方法を説明します

任意継続被保険者として京成健保に引き続き加入する場合は、社員時の保険証との差し替えが行われ、また保険証の記号・番号(50・XXXX)が変わります。退職後、原則2年間の加入となりますが、保険料は社員時と異なり事業主の負担分はなくなり全額自己負担となります。

### 1 任意継続被保険者になれる要件

- 2ヵ月以上、被保険者の期間(会社に在籍)があること。
- 資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に保険料納付を含む全加入手続きが完了すること。

### 2 必要な手続き

(1) 一般的には、国民健康保険の保険料と比較して、京成健保の方が安い場合に任意継続被保険者として加入する人が多いようです。

**参考** 国民健康保険の保険料は、前年の収入等により計算されますが、保険料率は自治体により異なりますので、お住まいの自治体にご確認ください。

- (2) ご本人から加入希望の申込みがあったら、京成健保から加入申請書をお送りします。
- (3) その後、申請書に記入して健保に郵送すれば、新しい保険証を送りますので、保険料を銀行や郵便局から京成健保の口座に振り込んでください。

### 3 保険料の決め方

- 退職時の標準報酬月額が2年間継続します。なお、27年度現在の上限は38万円となっております(退職時の標準報酬月額が50万円の人でも、38万円として計算されます)。
- 京成健保では、保険料は一括納付を推奨しておりますが(振込が一回で済みますし、保険料も月々支払うよりお安くなっております)、就職の予定がある場合は月払いでお願いしています。
- 一括納付は、退職時は退職月から翌年3月分までを前納していただき、2日目以降については毎年3月に健保から郵送にてご案内いたします。

### 4 資格の喪失

- 任意継続被保険者は、原則2年間の加入となります。「国民健康保険への切替」や「家族の被扶養者になる」という理由でも資格を喪失する(やめる)ことはできません。
- ただし、「**就職して就職先の健康保険に加入するとき**」や「**保険料を納付期限までに納めなかったとき**」は任意継続被保険者の資格を喪失します。